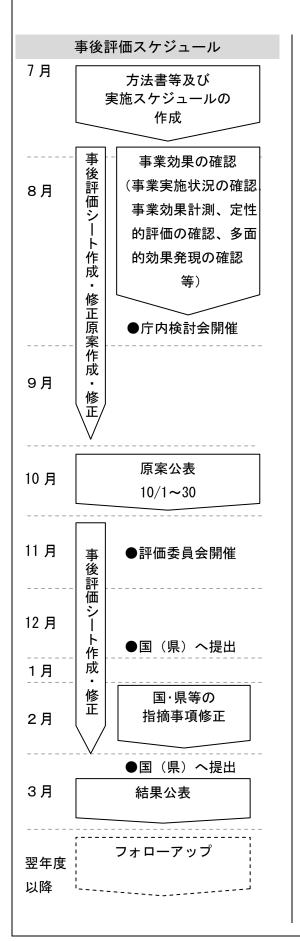
# 社会資本総合整備計画 寒川駅周辺地区都市再生整備計画 【平成 21~25 年度】 事後評価方法書

本書は、事後評価の進め方と 実施にあたっての留意事項をとりまとめたものです。

平成 25 年 8 月

神奈川県 寒川町

# 事後評価スケジュールと目次



#### 目 次

(1)事業の実施成果の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)実施過程の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3)事後評価シート作成関連事項 · · · · · · · ·	7
1)事後評価原案の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2) 事業評価原案に関する 庁内検討及び確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3) 事後評価原案等の公表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
4)評価委員会による審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5)事後評価シートの取りまとめ・・・・・・・	7

## (1)事業の実施成果の評価

1)都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標1	区画整理区域内新築件数 【従前値:102件→目標値: 182件】 対応目標 ・目標:安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針1:安全に暮らせるまちづくり)		
	時の『従前値』について		
①従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ(平成 20 年 11 月時点)		
②実施主体	都市計画課		
③計測手法	・地区計画区域(土地区画整理区域)内における行為の届け出受付簿から算出。 ・従前値は平成 12 年 4 月~平成 20 年 11 月までの建築行為の届出数を集計。		
④従前値	102 件		
B:事後評価	時のデータの計測方法と『評価値』について		
⑤計測時期	平成 25 年 7 月 1 日		
⑥実施主体	寒川駅周辺整備事務所		
⑦データの	・『従前値』の計測方法と同様の手法により、地区計画区域(土地区画整理区域)内の		
計測手法	建築行為の届け出総数を把握する。		
⑧評価値の 求め方	・地区計画区域(土地区画整理区域)内における、建築行為の届け出総数を集計する。		
⑨確定/見	確定		
込みの別	● 見込み		
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方		
①フォローアッフ°	<ul><li>あり</li></ul>		
の必要性	なし		
⑪計測時期	平成 26 年 6 月		
⑫実施主体	寒川駅周辺整備事務所		
13計測手法	土地区画整理区域内における建築行為等の届け出総数を集計する。		

指標2	公園充足度 【従前値:60%→目標値:87%】 対応目標		
	・目標:安全、快適で魅力あふれる市街地の再生		
	(整備方針2:快適にすごせるまちづくり)		
A:事前評価	時の『従前値』について		
①従前値の	都市再生整備計画作成時の最新データ(平成 20 年 11 月時点)		
基準時点			
②実施主体	都市計画課		
③計測手法	・寒川駅周辺地区内において供用(平成 20 年 11 月時点)している、さむかわ中央公園、		
	大塚児童遊園地(公園)、ゲート広場(ポケットパーク・大門踏切側)、寒川新橋公園		
	のそれぞれから、半径 250m の区域でカバーする面積を算出し、寒川駅周辺地区面積		
_	との比をもって従前値とした。		
4 従前値	60%		
B:事後評価	平価時のデータの計測方法と『評価値』について		
⑤計測時期	平成 25 年 7 月 1 日		
⑥実施主体	都市計画課		
⑦データの	・『従前値』の計測方法と同様の手法により、公園充足度を把握する。		
計測手法			
⑧評価値の	・従前値計測時の公園に、寒川駅周辺地区内おいて完成済(平成 25 年 7 月 1 日時点)		
求め方	の公園を加え、半径 250m の区域でカバーする面積を算出し、寒川駅周辺地区面積と		
	の比をもって評価値とする。		
	・当指標に関係する事業はすべて完了していることから、得られる評価値を確定値とす		
	る。		
9確定/見	● 確定		
込みの別	見込み		
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方		
①フォローアッフ°	あり		
の必要性	● なし		
⑪計測時期			
⑫実施主体			
13計測手法			

指標3	区画整理区域内商業床面積 【従前値:9,600 ㎡→目標値:13,200 ㎡】 対応目標		
	・目標:安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針3:魅力を楽しめるまちづくり)		
A:事前評価	時の『従前値』について		
①従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ(平成 20 年 11 月時点)		
②実施主体	都市計画課		
③計測手法	・地区計画区域(土地区画整理区域)内における行為の届け出受付簿から、商業系の床 面積を抽出し算出。		
	・従前値は平成 12 年 4 月~平成 20 年 11 月までの商業系の床面積を集計。		
④従前値	9, 600 m²		
B:事後評価	時のデータの計測方法と『評価値』について		
⑤計測時期	平成 25 年 7 月 1 日		
⑥実施主体	寒川駅周辺整備事務所		
⑦データの	・『従前値』の計測方法と同様の手法により、地区計画区域(土地区画整理区域)内の		
計測手法	商業床面積を把握する。		
8評価値の	・地区計画区域(土地区画整理区域)内における、商業系の床面積を抽出し算出。		
求め方			
9確定/見	確定		
込みの別	● 見込み		
C:フォロー	アップ時の『確定値』の求め方		
①フォローアッフ°	•		
の必要性	なし		
⑪計測時期	平成 26 年 6 月		
⑫実施主体	寒川駅周辺整備事務所		
13計測手法	地区計画区域(土地区画整理区域)内における建築行為の届け出受付簿から、商業		
	系の床面積を抽出し算出。		

指標4	歩行支援施設の整備率【従前値:71%→目標値:100%】 対応目標 ・目標:安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針1:安全に暮らせるまちづくり) (整備方針2:快適に過ごせるまちづくり)	
A:事前評価	時の『従前値』について	
①従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ(平成 20 年 11 月時点)	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	・寒川駅から役場、図書館、中央公園にアクセスする道路の歩道整備率を図上計測して 従前値とした。	
④従前値	71%	
B:事後評価	時のデータの計測方法と『評価値』について	
⑤計測時期	平成 25 年 7 月 1 日	
⑥実施主体	道路課、寒川駅周辺整備事務所	
<ul><li>⑦データの</li><li>計測手法</li></ul>	・『従前値』の計測方法と同様の手法により、歩道整備率を図上計測する。	
⑧評価値の 求め方	<ul><li>・寒川駅から役場、図書館、中央公園にアクセスする道路の歩道整備率を図上計測して評価値とする。</li><li>・当指標に関係する事業はすべて完了していることから、得られる評価値を確定値とする。</li></ul>	
⑨確定/見 込みの別	● 確 定 見込み	
C:フォローアップ時の『確定値』の求め方		
①フォローアッフ°	あり	
の必要性	● なし	
⑪計測時期	-	
⑫実施主体	_	
13計測手法	_	

2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測

その他の	コミュニティバス寒川駅バス停利用者数(1 日平均)		
数値指標1	対応目標		
	・目標:安全、快適で魅力あふれる市街地の再生		
	(整備方針1:安全に暮らせるまちづくり)		
	(整備方針2:快適に過ごせるまちづくり)		
記述理由	駅前広場、バスシェルター、エスカレーター・エレベーター整備による、駅の		
	利便性向上効果をコミュニティバスの利用者数の増加をもって評価する。		
A:事前評価[	時の『従前値』について		
①従前値の	都市再生整備計画作成時の最新データ(平成 20 年度)		
基準時点			
②実施主体	都市計画課		
③計測手法	バス運行事業者からコミュニティバスの乗降客数のデータを月ごとに提出してもらい、		
	そのうちの、寒川駅停留所での乗降客数を毎月合計することで乗降客数の合計を算出		
	し、それを運行日数で割ることで、寒川駅停留所の年度内1日当たりの平均乗降客数を		
	算定する。 		
	時のデータの計測方法と『評価値』について		
4計測時期	平成 25 年 7 月 1 日		
⑤実施主体	都市計画課		
⑥データの	・事前評価時の『従前値』の計測方法と同一とした。		
計測手法			
⑦評価値の	評価時点では平成 25 年度の寒川駅停留所1日当たりの平均乗降客数が確定していない		
求め方	ため、計測時点まで(平成25年4月1日~6月30日)の年度内3ヶ月間の平均を評価		
	値(見込み値)とする。		
8確定/見	確定		
込みの別	● 見込み		
C:フォローアップ時の『確定値』の求め方			
<b>⑨</b> フォローアッフ゜	● あり		
の必要性	なし		
⑪計測時期	平成 26 年 6 月		
⑪実施主体	都市計画課		
⑫計測手法	コミュニティバスの寒川駅停留所での、平成25年度の1日当たりの平均乗降客数を		
	算定する。		
	T.C. 1 00		

その他の数値指標2	寒川駅前公園でのイベント開催数 対応目標 ・目標:安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針1:安全に暮らせるまちづくり) (整備方針2:快適にすごせるまちづくり) (整備方針3:魅力を楽しめるまちづくり)		
記述理由	街区公園でのイベント開催数の増加をもって、地域活性による快適で魅力的なまちづくりの効果を評価する。		
A:事前評価	時の『従前値』について		
①従前値の 基準時点	寒川駅前公園供用年度(平成 22 年 12 月時点)		
②実施主体	都市計画課		
③計測手法	寒川駅前公園の公園内行為許可申請に基づくイベントの年間開催数を計測。評価時点では平成25年7月以降に開催予定のイベントを加算した数値を評価値(見込み値)とする。		
B:事後評価	時のデータの計測方法と『評価値』について		
4計測時期	平成 25 年 7 月 1 日		
⑤実施主体	都市計画課		
<ul><li>⑥データの</li><li>計測手法</li></ul>	・『従前値』の計測方法と同様の手法により、イベント開催数を計測。		
⑦評価値の 求め方	・寒川駅前公園における公園内行為許可申請に基づくイベントの年間開催数を計測。 ・評価時点では平成 25 年度のイベント開催数が確定しないため、計測時点までの開催 数と実施予定のイベント 2 回 (寒川みんなの花火、寒川町 PR) の合計をもって評価値 (見込み値)とする。		
8確定/見	確定		
込みの別	● 見込み		
	ローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップ <sup>°</sup>	● あり		
の必要性	なし		
⑩計測時期	平成 26 年 6 月		
⑪実施主体	都市計画課		
⑫計測手法	寒川駅前公園の公園内行為許可申請に基づくイベントの年間開催数を計測。		

### (2)実施過程の評価 1) モニタリングの実施状況の確認 A:実施の有無 アロ 実施した イ■ 実施しなかった B:実施内容 C:事後評価時の確認方法 ①時 ②確 認 先 | -③確認方法 2) 住民参加プロセスの実施状況の確認 A:実施の有無 ア■ 実施した イ□ 実施しなかった B:実施内容 住民参加と創意により個性あるまちづくりを進めるため、「寒川駅北口地区まちづ くり協議会」を中心に地区の将来像や実現の課題を協議した。 C:事後評価時の確認方法 ①**対** ■ 象 |まちづくり協議会の活動 2時 期 平成 25 年 7 月 ③確 認 先 寒川駅周辺整備事務所 4確認方法 まちづくり協議会事業報告 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認 A:実施の有無 ア■ 実施した イ□ 実施しなかった B:実施内容 ①「寒川駅北口地区まちづくり協議会」に対し、事務局として人的支援、体制のサ ポートを行った。 ②寒川駅北口地区商業活性化委員会を中心にイベントなどの展開を検討した。 C:事後評価時の確認方法 ①まちづくり協議会の活動 ②寒川駅北口地区商業活性化委員会 ①対

②産業振興課

②会議記録

**②時期** 平成 25 年 7 月

③確 認 先 ①寒川駅周辺整備事務所

④確認方法 □まちづくり協議会事業報告

## (3)事後評価シート作成関連事項

1) 🛚	1 )事後評価原案の作成(効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成)		
1)時	期	平成 25 年 8 月	
②主	体	企画政策課(都市再生整備計画事業主管課)	
③内	容	企画政策課が主管となり、事業効果の確認、事業効果の発現要因の整理、今後のま ちづくり方策案等を取りまとめ、事後評価原案の作成を行う。	

2)	事後評	<b>価原案に関する庁内検討及び確認</b>
1)時	期	平成 25 年 8 月
②主	体	企画政策課(都市再生整備計画事業主管課)
3体	制	企画政策課が主管となり、事業に関わる全ての課(産業振興課、道路課、都市計画 課、寒川駅周辺整備事務所)の担当者及び部課長職による庁内の横断的な組織。
4内	容	事後評価原案をもとに、事業効果や今後のまちづくり方策についての確認を行う。

3)事後評価原案等の公表			
	原案の公表	評価結果(最終)の公表	
①時 期	平成 25 年 10 月	平成 26 年 3 月	
②主 体	企画政策課(都市再生整備計画事業主管 課)	企画政策課(都市再生整備計画事業主管 課)	
③公表方法	広報による公表の案内、町HPにおける 掲載、企画政策課(都市再生整備計画事 業主管課)窓口等での閲覧。公表期間は 1ヶ月間。	同左。公表期間は、平成26年4月から1年間の予定	

4)評価委員会による審議			
①時 期	平成 25 年 11 月		
②主 体	企画政策課(都市再生整備計画事業主管課)		
③設置・ 運用方法	学識経験のある有識者と本地区の住民・団体代表等(予定)により評価委員会を構成(3名以上)し、本地区の都市再生整備計画事業に限定した事業評価を行う。委員会の設置は町の要綱による。		

5)事後評価シートの取りまとめ		
①時	期	平成 26 年 2 月
②主	体	企画政策課(都市再生整備計画事業主管課)
③内	容	公表結果及び、評価委員会での審議を踏まえ、最終的な事後評価シートとしてのとりまとめを行う。